

書類審査

資料 10

平成28年度

豊かな海づくり広域連携事業補助金

評価表

NO.

36

所管部課名	林務水産課	担当者	外城 康信					
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、豊かな海づくり広域連携事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	1,846 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 1,846 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	水揚げ高、出荷高		タイ150 t 133,000千円 ヒラメ5,000kg 9,000千円		平成33年度			
成果指標②	混獲率調査（県水産技術開発センター）		タイ0.7%(kg)ヒラメ17%(kg)		平成33年度			
補助対象者	川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合							
補助対象経費	・稚魚購入費 ・この他に特に必要であると認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	水産資源の維持・増大の推進を図るため、鹿児島県栽培漁業協会からマダイ・ヒラメの稚魚を購入し、それぞれの地先に放流する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	川内市漁業協同組合：50% 甌島漁業協同組合：70%							
上記項目の積算方法	川内市漁業協同組合：280,000円 甌島漁業協同組合：1,566,000円							
補助を受ける 過去3年の事業 (団体)等の 決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	998,900	34.0%	998,900	34.0%	1,082,840	35.8%
		会費収入	998,900	34.0%	998,900	34.0%	1,082,840	35.8%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,939,000	66.0%	1,939,000	66.0%	1,939,000	64.2%
	支出			0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,937,900	100.0%	2,937,900	100.0%	3,021,840	100.0%
		事業費	2,937,900	100.0%	2,937,900	100.0%	3,021,840	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	2,937,900	100.0%	2,937,900	100.0%	3,021,840	100.0%		
支出計/前年度支出計				100.0%		102.9%		
自己資金/前年度自己資金				100.0%		108.4%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		2		2		2		
成果指標の推移①		タイ138 t 129,000千円 ヒラメ5,374kg 8,949千円		タイ159 t 132,504千円 ヒラメ4,609kg 7,712千円		タイ132 t 115,000千円 ヒラメ3,668kg 6,709千円		
成果指標の推移②		タイ0.7% ヒラメ13.3%		タイ0.63% ヒラメ16.7%				
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 【その他】 ①県下沿岸部21市町で実施しているため、継続する必要がある。 ②回遊魚を各地区で放流することで、鹿児島県近海の水産資源の確保を行う。 ③本市における平成26年度の水揚げは、タイ類が132,504千円で、ヒラメが7,712千円である。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内市漁業協同組合及び甌島漁業協同組合で実行委員会等を立ち上げ、市民に向け、鮮魚等の販売を行っているため。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 県下沿岸部の21市町及びそこに属する漁業協同組合全体で行っている事業についての補助であり、漁業協同組合の直接的な利益ではなく、広域的な思想のもと行っている事業のため。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	本市においては、川内市漁業協同組合ではゴチ網漁、甌島漁業協同組合では定置網漁でマダイ・ヒラメが漁獲されており、重要な魚種である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	漁獲する漁民への漁獲規制や漁獲集計を実施するために両漁協が実施するのが妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	川内市漁業協同組合においては、行政と折半との観点から行っており、甌島漁業協同組合においては、赤字再建団体となっているので、30%を組合で負担してもらう形をとっている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	県内で一体的に取り組んでいることから市及び漁業協同組合側から拒否できる事業ではないと考える。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	稚魚放流だけではなく、本市が開催するイベント等において、市民等に水産物を提供するためにいろいろと活動をしている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	稚魚放流に対する他の補助金はない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	割り当てられた稚魚の購入にのみ使用されているため。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 本市の重要な魚種（タイ類、ヒラメ）の資源保護上、毎年実施している本事業への補助を行うことで、円滑な事業実施が図られ、漁家所得の維持・向上にも寄与するものと思われる。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 資源の維持増大を図るためには、継続が必要である。		〈まとめ〉

豊かな海づくり広域連携事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる豊かな海づくり広域連携事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 豊かな海づくり広域連携事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内市漁業協同組合及び甌島漁業協同組合とする。
- (2) 事業計画の内容が、両漁協の地先へマダイ及びヒラメの稚魚を放流することにより、水産資源の確保を図り、市産業の振興と発展に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 豊かな海づくり広域連携事業補助金は、次に掲げる豊かな海づくり広域連携の放流事業に必要と認められる経費について交付する。

- (1) 稚魚購入費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に豊かな海づくり広域連携事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 水揚げ高、出荷高
- (2) 混獲率調査(県水産技術開発センター)

(補助事業者等の責務)

第9条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 豊かな海づくり広域連携事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。